

平成20年第3回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第1日目)

平成20年9月17日(水曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 教育委員会委員の任命について
- 第4 議案第56号 教育委員会委員の任命について
- 第5 議案第44号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6 議案第46号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第7 議案第48号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第8 議案第45号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第9 議案第47号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第49号 訓子府町定住促進住宅管理条例の制定について
- 第11 議案第50号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第51号 訓子府町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第52号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 第14 議案第53号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散について
- 第15 議案第54号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 第16 認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第2号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第3号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第4号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第5号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第26 報告第7号 平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第27 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について

第 2 8 報告第 9 号 出納検査結果報告について
第 2 2 一般質問

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長	田古久君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	小林央君

開会の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成20年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員、全説明員の出席であります。

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

諸般の報告

議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長（小野良次君） 本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が14件であります。そのほか、認定が6件、選挙が1件、請願が1件、報告が3件ということになります。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、2番、西山由美子君、3番、上原豊茂君、4番、河端芳恵君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

会期の決定

議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

議員、説明員の皆さんに申し上げます。今まで6月だけだったんですけども、冷房の故障の関係で、9月議会もクールビズにいたしますんで、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

ここで、本定例会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長からお許しをいただきまし

たので、本定例会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第3回定例町議会をご招集させていただきましたところ、全員のご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本定例町議会に提案しています概要を申し述べましてご理解を賜りたいと存じます。

まず、各会計の補正予算案についてでありますけれども、一般会計につきましては、総額で1億35万1,000円の追加補正を提案させていただいています。

その主な内容につきましては、総務費では地方税法の改正による年金データの取得などに関するエルタックス導入経費とこれに関連するコンピュータの基幹システム改修費を。

また、徴税費で税源移譲と所得税修正申告による町道民税の還付金及び還付加算金などを。

民生費では、自立支援サービス事業などの国庫支出金等の精算に係る返還金と保険料軽減分に対する後期高齢者医療特別会計への繰出金を。

農林水産業費では、きたみらい農協設立5周年記念事業に対する補助金、川北第3支線用排水路整備事業の繰り上げ償還に伴う負担金を。

また、下水道事業への繰出金は下水道事業で行う繰り上げ償還に伴う利息分の減額を。

牧場費では原料等の高騰による町営牧場管理運営の費用追加を。

土木費では、南13線交通安全施設整備事業の補助認可事業費内での予算組み替えと川北第2支線用水路改修償還事業償還金の繰り上げ償還を行うものでございます。

消防費では、水素ガスなどの事故に対応するためのガス検知器1台と若富町にある防火水槽1基の撤去費用を。

教育費では、青年団体連絡協議会が全道青年祭のハンドベル部門で最優秀賞を獲得したことによる全国大会出場経費の一部とバレーボール少年団の全道大会出場経費の一部を補助しようとするものでございます。

公債費では、平成2年と3年に借り入れました公営住宅と中学校校舎改築事業の起債の繰り上げ償還費を提案させていただいておるところでございます。

次に、国民健康保険特別会計では、1,005万6,000円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容といたしましては、退職被保険者等療養給付費の医療実績の推計により、不足分を後期高齢者拠出金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、平成20年度分の拠出金などの確定によりまして補正、または、諸支出金につきましては、平成19年度の退職者医療費の確定により交付金の返還分を補正するものでございます。

後期高齢者医療特別会計では、後期高齢者医療広域連合に対する納付金576万8,000円の減額補正を提案させていただいております。

介護保険特別会計では、平成19年度の保険給付費などの確定により国庫支出金等の返還金として、656万5,000円の追加補正を提案させていただいております。

下水道事業特別会計では、農業集落排水事業償還金の借り換えによりまして、その分の繰り上げ償還金の追加と利子分の減額を行い、合計1億5,861万5,000円の追加補正をさせていただくものでございます。

次に、条例改正についてでございますけれども、「訓子府町定住促進住宅管理条例の制定」

につきましては、現在改修中の東幸町教職員住宅の管理について必要な事項を定める条例の提案でございます。

「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」及び「訓子府町特別職報酬審議会条例の一部改正」につきましては、地方自治法の改正に伴うもので、計3件の条例改正等を提案させていただいています。

次に、議会の議決を求める案件として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく「北海道市町村備荒資金組合理約の変更」と平成20年度をもって廃止する交通災害共済制度関連として、「網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散」と「同組合の財産処分」につきまして議決を求めるものでございます。

次に、人事案件として、任期満了に伴う2人の教育委員の任命について同意を求めるものでございます。

次に、認定案件が6件ございます。認定案件は、いずれも平成19年度の一般会計、国保、老人保健、介護保険、下水道特別会計、水道事業会計についての決算認定でございます。

最後に報告といたしまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく「本町の財政健全化及び経営健全化の比率」についてご報告をさせていただきます。

以上、議案13件、認定6件、報告1件でございますけれども、この詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

議案第55号

議長（橋本憲治君） 日程第3、議案第55号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

白崎教育委員長は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象になりますので退場をお願いいたします。

（白崎教育委員長退席）

議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書44ページです。町長。

町長（菊池一春君） 議案第55号 教育委員の任命につきまして、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。

議長申し上げますとおりの議案書の44ページをお開き願いたいと思います。

議員の皆さまにおかれましては、既にご存知のことと思いますけれども、白崎教育委員がこの9月30日の任期満了に伴い、勇退となりますので新しい教育委員の任命につきまして、ご同意をお願いするものでございます。

本議案でご提案申し上げます教育委員は、新たに白崎隆徳氏を任命いたしたく、ご提案申し上げます。

白崎隆徳氏の経歴につきまして、簡単にご紹介いたします。

白崎隆徳氏は昭和37年の生まれで、現在46歳。旭町在住で隆光寺副住職をされております。旭川教育大学を卒業後、清里中学校を振り出しに、管内の小中学校で教員をしておりましたが、家業の隆光寺を引き継ぐため、平成18年に東相内中学校を退職された

ところでございます。隆徳氏は訓子府町生まれ訓子府町育ちであり、また経歴にもありますように長い間教員として各地域の子どもたちと接してこられるなど、教育に対しては大変造詣そうけいが深く、教育委員として適任者と考えますので、任命のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決を行います。

これより議案第55号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

白崎教育委員長、再入場を願います。

（白崎教育委員長入場）

議案第56号

議長（橋本憲治君） 日程第4、議案第56号 教育委員会委員の任命について、を議題といたします。

山田教育長は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので退席をお願いいたします。

（山田教育長退席）

議長（橋本憲治君） 提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長（菊池一春君） それでは、議案第56号の教育委員の任命につきまして、この議案につきましても人事案件でございますので、私の方からご説明をさせていただきます。

次のページの議案書45ページをお開き願いたいと思います。

議案第55号に引き続き、もう一人の教育委員につきまして、本年9月30日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命についてご提案を申し上げるものでございます。本議案でご提案申し上げます、教育委員には山田日出夫氏を引き続き任命いたしたく、ご提案申し上げます。

ここで、山田日出夫氏の経歴を簡単にご紹介させていただきます。山田日出夫氏は昭和

27年のお生まれで現在満56歳でございます。昭和45年に北海道北見北斗高等学校を卒業され、翌年4月から本町の職員として勤務されており、以来、課長職としましては、税務管財課長、総務課長の職を歴任された後、平成19年10月から教育長として現在に至っております。山田日出夫氏は教育委員として適任者と考えておりますので、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、先ほどご承認いただきました白崎隆徳氏と同様に平成20年10月1日から平成24年9月30日までの4年間でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決をいたしたいと思います。

これより議案第56号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

山田教育長、再入場を願います。

（山田教育長入場）

議案第44号、議案第46号、議案第48号

議長（橋本憲治君） この際、日程第5、議案第44号、日程第6、議案第46号、日程第7、議案第48号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第44号から順次説明願います。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 議案第44号 平成20年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように1億35万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ40億337万3,000円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります第1表、歳入

歳出予算補正の表のとおりであります。これについてはご覧をいただくこととし、後ほど4ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に第2条では、地方債の補正について定めており、地方債の変更及び追加は「第2表、地方債補正」によることとしております。3ページに第2表がございますのでご覧をいただきたいと思っております。上の表が当初予算に計上していた地方債の限度額を変更しようとするものでございます。

まず、道営訓子府東部地区畑総事業につきましては、歳出の事業費予算は変わりませんが、工種区分の変更に伴い適債事業費が追加になったことにより120万円増の390万円にしようとするものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、本年度の普通交付税確定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が決まりましたので、これに基づき限度額を290万円増の1億2,790万円にしようとするものでございます。

下の表は、新たに地方債を起こそうとするものであります。まず、道営訓子府南部地区畑総事業につきましては、東部地区同様、工種区分の変更に伴いまして200万円を追加するものでございます。

また、公営住宅建設事業借換債1,620万円と臨時財政特例借換債3,780万円につきましては、平成2年と平成3年に起こした6%以上の起債について、低利資金に借り換えを行おうとするものでございます。

続きまして、4ページの歳入歳出予算補正 事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。

まず、1款、1項、1目、個人の町民税につきましては、825万8,000円を減額しております。これは、賦課額確定に伴い補正するものでありまして、前年の徴収実績98.8%乗じた額を基に、均等割として9万4,000円、所得割として816万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、9款、1項、1目、地方交付税の普通交付税として4,301万9,000円を追加しております。本年度の普通交付税につきましては、当初予算を1億6,000万円上回る19億5,126万円になる見込みとなっております。そのうち、今回の補正予算の財源として4,301万9,000円を追加するものであります。なお、残りの交付税1億1,800万円ほどにつきましては、将来に備えた特定目的基金等に積立てる財源として留保をさせていただいております。

次、14款、1項、1目、民生費道負担金の7節、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金215万2,000円の追加につきましては、後期高齢者医療保険料の軽減額確定に伴い追加するものでございます。この拠出金につきましては、保険基盤安定のために後期高齢者医療特別会計へ繰り出している軽減保険料、補正後の額で申しますと1,422万5,000円になりますが、その4分の3の額が北海道から交付されるものでございます。

次、2項、4目、農林水産業費道補助金の1節、農業費補助金で、農地・水・環境保全向上対策事業補助金として80万円を追加計上してございます。

これにつきましては、西富・清住・実郷の3地区で実施しております。本事業の推進事務費として交付されるものであります。5ページ、歳出の6款、農林水産業費の1項、5目、農業基盤整備事業費の経費区分5、集落営農活動支援事業の80万円に対応してい

るものでございまして、その全額が補助されるものでございます。

また、戻っていただきまして、次、3項、1目、総務費委託金の2節、徴税費委託金で、道民税徴収委託金として116万5,000円を追加計上しております。内訳を申しますと納税義務者数に応じて交付される委託金が12万6,000円の減。税源移譲による19年度分町道民税の減額措置分、納税者への還付金であります。その内の道民税分還付金に対する委託金として129万1,000円が追加となっております。その差引額116万5,000円をここに追加計上してございます。

次に、17款、1項、2目、社会資本整備基金繰入金127万3,000円の追加計上につきましては、6ページの一番上にあります牧場管理運営事業に対応しております。この財源として繰入を行おうとするものでございます。

また戻ります。次に、19款、6項、5目、雑入で、気密サイロ売払収入として10万円を計上しておりますのは、牧場にあります廃サイロを現状渡して売却しようとするものであり、同額を社会資本整備基金の牧場分に積み立てようとするものでございます。なお、金額については科目計上でありまして、処分後に改めて予算補正させていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、20款の町債につきましては、6,010万円を追加するものでありますが、先ほど、2表の地方債補正で内容を説明しましたので、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。なお、公営住宅建設事業借換債1,620万円と臨時財政特例借換債3,780万円を合わせて5,400万円につきましては、6ページの最後の項目にあります長期債元金繰上償還5,147万5,000円の財源になるものでございます。

続きまして、5ページの歳出について説明をさせていただきます。

まず、2款、1項、1目の一般管理費の経費区分9、情報管理事業の13節、委託料でコンピュータシステム改造業務として1,365万円を追加計上しておりますのは、6月の定例会で議決をいただいた町税条例の改正に伴う電算の基幹システムの改造費でありまして、公的年金からの個人住民税の特別徴収が実施されることに伴い、電子データでの対応が必要となるため改造するものであります。

次に、経費区分10の各種基金積立金にあります社会資本整備基金積立金10万円につきましては、歳入で説明しました牧場の気密サイロの売却益を同額ここに積み立てるものでございます。

次に、2項、2目、賦課徴収費の経費区分1、賦課徴収経費についてであります。まず、委託料にありますエルタックスシステム導入業務310万円につきましては、年金支払いデータを電子申告のシステムであるエルタックスシステムを介して授受することになりますことから、当該システムを導入するものでございます。また、その下のエルタックスシステム使用料につきましては、導入予定の11月から来年の3月までの5か月分として30万円を計上とするものでございます。

19節の負担金、補助及び交付金にあります社団法人地方電子化協議会負担金につきましては、年金特別徴収の経由機関事務運営費として4,000円、人口に応じて計算するエルタックス会費として7,000円、合わせて1万1,000円を計上しようとするものであります。

次に、23節の償還金、利子及び還付金にありす還付金及び還付加算金245万8,000円の追加につきましては、税源移譲による19年度町道民税減額措置に伴う町道民税の還付金確定に伴う不足額195万7,000円と所得税の修正申告等による個人町道民税などの過誤納還付金の実績に基づく現時点での不足額150万1,000円の合わせて245万8,000円を追加するものでございます。なお、税源移譲による町道民税減額措置の還付金につきましては、236件、945万7,000円の実績となっております。また、このうち道民税分につきましては、歳入の道民税徴収委託金のところで説明しましたとおり、129万1,000円となっているものでございます。

次に、3款、1項、1目、社会福祉総務費につきましては、23節、償還金、利子及び割引料として総額で312万3,000円を追加計上しておりますが、経費区分欄にある3事業に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金でございます。

次に、2目、老人福祉費の経費区分14の後期高齢者医療特別会計繰出金290万7,000円につきましては、事務費の不足額に対する繰り出しとして3万8,000円を追加するほか、保険基盤安定負担金分、いわゆる保険料軽減額に対する繰出金として286万9,000円を追加するものでございます。

なお、保険基盤安定負担金分の繰り出しについては、歳入の民生費道負担金のところで説明しました道から交付される保険料軽減額の4分の3の額に、町の負担分である4分の1を加えた額を繰り出すものでございます。

次に、6款、1項、3目、農業振興費の経費区分2、農業振興事業では、きたみらい農業協同組合設立5周年記念事業費補助金として5万円を計上してございます。

次に、5目、農業基盤整備事業費の経費区分2の農業基盤整備償還事業では、川北第3支線用排水路整備事業負担金として1,498万1,000円を追加計上しておりますが、これは、実質公債費比率の引き下げ対策として繰上償還をしようとするものであります。本来ですと、この償還は平成28年度までかかることになっておりますので、この未到来分の利子、約245万円がこの繰上償還の財政効果といえるかと思えます。

また、経費区分4の下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道事業で行う補償金免除繰上償還に伴い、この9月で償還する公庫資金の下半期分利子が不要となることなど、38万5,000円を減額計上してございます。

その下の経費区分5、集落営農活動支援事業につきましては、歳入の農業費補助金のところで説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次のページにまいりまして、7目の牧場費の経費区分2、牧場管理運営事業で、需用費の消耗品費127万3,000円の追加計上につきましては、原料の高騰により、肥料の単価が大幅に値上がりしておりますので、予算不足が生じます。このため追加計上するものでございます。

次に、8款、3項、3目、道路新設改良費につきましては、経費区分2の南13線交通安全施設整備事業において、予算の組み替えを行おうとするものでありまして、総体事業費の増減はございません。

次に、4項、1目、河川総務費の経費区分2、環境水利確保 用水路整備事業で、負担金184万2,000円を追加計上しております。この事業につきましては、昭和61年に整備した川北第2支線用水路の改修に係る償還事業の負担金であります。この度の実質

公債費比率の引き下げ対策として、これについても繰上償還を行おうとするものであります。

次に、9款、消防費にまいりまして、1項、1目、消防組合費の経費区分1、北見地区消防組合関係経費で、北見地区消防組合負担金として149万2,000円を追加計上しております。その内訳を申しますと、まず、支署費では硫化水素ガス対応用ガス検知器1台を購入するため、消防備品として20万円を追加計上しております。

また、消防施設費では、若富町にあります不要となった防火水槽の撤去を行うため、防火水槽撤去工事として129万2,000円を新たに計上するものでございます。

次に、10款、5項、1目、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業で、大会派遣費として28万5,000円を追加計上しておりますのは、本年7月に大空町で開催された北海道青年祭において、訓子府町青年団体連絡協議会がハンドベルで最優秀賞を獲得し、11月8日から東京で開催される全国大会に出場することになりましたので、その出場経費の一部を補助しようとするものでございます。

また、その下の6項、1目、保健体育総務費の経費区分3、社会体育活動推進事業でも大会派遣費として、18万9,000円を追加しておりますが、これにつきましては、7月に佐呂間町で開催された、チャレンジカップ北見・紋別地区バレーボール大会で優勝したバレーボール少年団女子チーム「訓子府ウイング」に対する補助でありまして、9月20日から江別市で開催される全道大会への出場経費の一部を補助しようとするものでございます。

次に、11款、公債費にまいりまして、1項、1目、元金の経費区分1、長期債元金償還にあります長期債元金繰上償還、5,417万5,000円につきましては、補償金免除繰上償還制度に則り、平成2年と3年に借り入れた公営住宅債と中学校校舎の改築事業で借り入れた臨時財政特例債、いずれも利子は6%を超えるものでありますが、これを繰上償還するものでございます。

以上、総額1億35万1,000円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の14ページをお開き願います。

議案第46号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ576万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,813万2,000円とするものであります。

次に、15ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただき、その内容につきましては、16ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の確定賦課及び国の新たな負担軽減対策を実施することにより補正を行うものでございます。

はじめに、16ページの歳入について説明させていただきます。

第1款、第1項、後期高齢者医療保険料の今回の補正につきましては、大きく3つの要素があります。まず、1つ目といたしまして、前年の所得を基に算定する確定賦課の状況

から、当初予算より約550万円減額となるものです。

次に2つ目といたしまして、本年度において国の新たな低所得者の保険料軽減対策の実施により保険料が約340万円減額となるものです。

次に3つ目として、当初見込みより特別徴収から普通徴収に切り替わった者が多かったことにより特別徴収と普通徴収の割合が変更となるものです。

以上のことから、第1目、特別徴収保険料を1,812万1,000円減額し、第2目、普通徴収保険料を926万円追加し、保険料総額で886万1,000円減額するものがあります。

続きまして、第2款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分ではありますが、低所得者の保険料軽減対象者が増えたことにより、道と町の負担をあわせて286万9,000円を追加するものであります。

また、第2目、事務費繰入金につきましては、歳出に計上しています国の負担軽減対策実施に伴い、研修会等が増えたことにより旅費を3万8,000円追加するものであります。

次に、第3款、諸収入、第3項、第1目、雑入の後期高齢者医療広域連合特別対策広報事業交付金につきましては、国の新たな負担軽減対策に伴う広報経費として、広域連合から各市町村に交付されることにより18万6,000円を追加するものであります。

次に、17ページをお開き願います。歳出について説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の旅費につきましては、国の負担軽減対策により研修会等が増えたことにより3万8,000円追加するものであります。また、需用費につきましては、国の負担軽減対策に係る広報経費として、消耗品費を7万7,000円追加するものであります。

第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましても、国の負担軽減対策に係る広報経費として、印刷製本費を10万9,000円追加するものです。

次に、第2款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付金につきましては、収納する保険料886万1,000円の減額分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定286万9,000円の追加分を合わせて、599万2,000円を減額するものであります。

以上、平成20年度後期高齢者医療特別会計(第1号)の補正予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 議案書22ページをお開きください。

議案第48号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ1億5,861万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億7,521万5,000円とするものであります。

第2条につきましては「地方債の補正」ですので、24ページで説明をさせていただきます。

次に、23ページは、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては25ページ以降の事項別明細書によって説明させていただきます。

まず、24ページにつきましては、第2表 地方債補正の追加であります。公的資金補償金免除繰上げ償還として、農業集落排水整備事業借換債の限度額1億2,310万円とし、臨時財政特例借換債の限度額3,590万円とし、いずれも証書借入で年利5.0%以内、償還の方法は記載のとおり定めようとするものであります。

次に、25ページの歳入歳出予算補正の事項別明細書であります。始めに歳入から説明をさせていただきます。

3款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、歳出総額から歳入合計額を差引いた額が一般会計から繰り入れするもので、公的資金補償金免除繰上償還に伴い歳出額が下回ることにより一般会計からの繰入金を38万5,000円減額するものであります。

6款、1項、1目、農業集落排水整備事業債であります。先ほど、24ページの地方債補正で説明いたしましたとおり公的資金補償金免除繰上償還に伴い農業集落排水整備事業借換債として1億2,310万円の増額。また、臨時財政特例借換債3,590万円の増額を行なうものでございます。

次に、26ページの歳出について説明させていただきます。

3款、1項、1目、元金の長期債元金であります。公的資金補償金免除繰上償還に伴い、平成20年度末繰上償還元金1億5,918万4,000円と9月の借換債の第1回目支払い差額分38万4,000円を合わせた1億5,956万8,000円を増額補正するものであります。

3款、1項、2目、利子の長期債利子であります。公的資金補償金免除繰上償還に伴いまして、9月借換債の3月支払いの利子の差額95万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、27ページの地方債の調書でございますが、平成20年度末における補正後の元金残高につきましては合計欄の一番右側にあります、9億1,602万8,000円となる見込みであります。

以上、平成20年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、
議案第52号、議案第53号、議案第54号

議長(橋本憲治君) 日程第8、議案第45号、日程第9、議案第47号、日程第10、議案第49号、日程第11、議案第50号、日程第12、議案第51号、日程第13、議案第52号、日程第14、議案第53号、日程第15、議案第54号を議題といたします。

各案に対する、提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第45号から順次説明願います。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監(林 秀貴君) 議案書の8ページをお開きください。

議案第45号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案説明させていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ1,005万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,455万6,000円とするものであります。

次に9ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思いますが、その内容につきましては、10ページ以下の事項別明細書によって説明させていただきます。

はじめに、10ページの歳入について説明させていただきます。

第1款、第1項、国民健康保険税、第1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、7月末における調定額の状況から推計し、医療給付費分1,085万7,000円、後期高齢者支援金分210万5,000円、介護納付金分232万2,000円をそれぞれ減額し、一般被保険者の保険税総額で1,528万4,000円を減額するものであります。

第2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、調定額の状況から推計し、医療給付費分82万6,000円、後期高齢者支援金分21万3,000円、介護納付金分13万8,000円をそれぞれ追加し、退職被保険者の保険税総額で117万7,000円を追加するものであります。

次に、第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費等負担金につきましては、本年度の前期高齢者交付金、老人保健拠出金などの確定により、現年度分療養給付費等負担金1,036万8,000円を追加するものであります。

また、平成19年度の療養給付費等負担金の確定に伴い、過年度分療養給付費等負担金1,116万5,000円を追加し、現年度分と過年度分をあわせて、2,153万3,000円を追加するものであります。

次に、第3款、第1項、第1目、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の保険税及び歳出の療養給付費の追加補正に伴い、558万9,000円を追加するものであります。

次に、第4款、第1項、第1目、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者の各保険者の加入者数に応じて、財政調整するための交付金であります。平成20年度分の交付金の確定により、1,229万8,000円を減額するものであります。

次に、11ページの第5款、道支出金、第2項、道補助金、第1目、調整交付金につきましては、国庫支出金と同様に、本年度の前期高齢者交付金、老人保健拠出金などの確定により、普通調整交付金186万5,000円を追加するものであります。

次に、第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に伴う、歳入歳出予算の調整に充てるため、基金からの繰入金を747万4,000円追加し、1,154万9,000円とするものです。

これによりまして、平成20年度末基金の保有見込額は、1,438万6,000円となる見込みです。

次に、歳出について説明させていただきます。12ページをお開きください。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費、第2目、退職被保険者等療養給付費につきましては、6月診療分までの医療費実績から推計し、予算不足が見込まれるため、1,00

0万円を追加するものであります。

次に、第3款、第1項、後期高齢者支援金等、第1目、後期高齢者支援金拠出金2万9,000円の減額及び第2目、後期高齢者関係事務費拠出金2,000円の追加につきましては、平成20年度分拠出金の確定により、それぞれ追加および減額するものであります。

次に、第4款の前期高齢者納付金6万7,000円の追加、第5款の老人保健医療費拠出金132万6,000円の減額及び老人保健事務費拠出金5,000円の追加、第6款の介護納付金13万1,000円の減額につきましても、平成20年度分拠出金等の確定により、それぞれ追加及び減額するものであります。

次に、13ページの第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金につきましては、平成19年度の退職者医療費の確定により、交付金に返還金が生じますので、146万8,000円を追加するものであります。

以上、平成20年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、その提案説明させていただきましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 福祉保健課長。

福祉保健課長(佐藤純一君) 議案書の18ページをお開き願います。

議案第47号 平成20年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、提案説明をさせていただきます。

第1条で歳入歳出それぞれ656万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,196万5,000円とするものであります。

次に19ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ補正額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、その内容につきましては20ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

20ページでございます。

第8款、第1項、第1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金であります。このうち支払基金交付金繰越金143万円は、平成19年度介護給付費等に要する費用に充てる支払基金交付金として交付されたもので、事業費の確定により支払基金への返還金として繰越をするものであります。

同じく、その他の繰越金は平成19年度の国、道からの介護給付費負担金及び交付金で、事業費の確定により国、道へ合わせて513万5,000円の返還金として繰越するものであります。

次に歳出について説明をさせていただきます。21ページでございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第2目、償還金につきましては、平成19年度の保険給付費等の確定により、国庫負担金、道負担金、支払基金交付金に返還金が生じ、656万5,000円を追加計上するものであります。

以上、平成20年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) ここで、午前10時40分まで休憩をいたしたいと思っております。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） ちょっと議場が暑くなりました。後ろ開けますので覚えといてください。

それでは休憩前に戻り、会議を再開いたします。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書28ページをお開きください。

議案第49号について提案説明を申し上げます。

議案第49号 訓子府町定住促進住宅管理条例の制定について、提案説明を申し上げます。

この条例は、東幸町教職員住宅を改修し、新たに定住促進住宅として一般町民を対象に入居することについて、住宅管理等に関し必要な事項を設けるため、条例を制定しようとするものであります。

それでは、記以下であります。29ページをお開き願います。条例の内容についてご説明させていただきます。

まず、第1条では、条例の目的を定住促進住宅の管理について必要な事項を定めると規定しております。

第2条では、設置の場所等は規則で定めると規定しております。

第3条から第4条では、入居者の公募方法、公募の例外について規定しております。

第5条では、入居者の資格について定めており、第2号で、現に同居し、又は同居しようとする親族があることとし世帯向け住宅を規定しております。第3号で、規則で定める所得基準を満たすもので、この条例で定める使用料を支払う能力を有する者と定めております。

第6条では、入居の申込み及び決定について規定しております。

第7条では、入居の選考について、規則で定める選考基準により行うものとする規定しております。

第8条では、入居決定者のほかに入居補欠者を定めることができる規定であります。

第9条から第10条では、入居の手続き、同居の承認について規定しております。

第11条では、入居者が死亡した場合において、同居していた者が引き続き居住しようとするときの入居の承継について規定しております。

第12条では、使用料の決定について、規則で定めるとしてあります。

第13条から第14条では、所得に関する調査、使用料の減免又は徴収猶予をすることができる規定しております。

第15条では、使用料の納付について規定しております。

第16条では、敷金の徴収及び住宅明け渡すときの還付について規定しております。

第17条から第19条までは、入居者の修繕費の負担範囲及び費用負担義務並びに保管義務について規定しております。

第20条では、迷惑行為の禁止について規定しております。

第21条では、入居者が住宅を明け渡すときについて検査を受けなければならないと規

定しております。

第22条では、住宅の明け渡しを請求することができることを規定しております。

第23条から第25条までは、立入検査、敷地の目的外使用、罰則について規定しております。

第26条では、規則への委任であります。許可申請等のいわゆる事務手続き等を別途定める規定であります。

次に、附則の第1条では、この条例の施行を公布の日からとしております。

附則の第2条では、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第32号）の一部を次のように改正するものです。第3条第1項中第13号から第21号までを1号ずつ繰下げ、第12号の次に次の1号を加える。第13号を定住促進住宅とする。

以上、訓子府町定住促進住宅管理条例の制定について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） それでは、議案第50号の提案説明をさせていただきますので、議案書の34ページをお開き願いたいと思います。

議案第50号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、35ページ、次のページの新旧対照表をご覧くださいと思います。この表は、右側が現行条文で、左側が改正後の条文となっております。そして、今回改正する部分にはアンダーライン、線を引いておりますので、それをご覧くださいと思います。まず、題名・見出し・第1条・第2条・第3条において現行の「報酬」という言葉でございますけれども「議員報酬」に改めるというものでございます。これは、本年6月に公布された地方自治法の一部改正により、地方議会議員の職責・職務の明確化を図るための意味合いから、その関連として本町の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を改正するものでございます。

次に、34ページにまた戻っていただきまして、中段から下の方の附則でございますけれども、この条例については、公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第50号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 引き続きまして、議案第51号の提案説明をさせていただきますので、議案書の36ページ、次の次のページでございます。お開きいただきたいと思っております。

訓子府町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

訓子府町特別職報酬等審議会条例（昭和52年条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、4行目になりますけれども、2条中の「報酬の額」を「議員報

酬の額」に改めるという、この条例はこの改正の一言だけでございまして、37ページのちょっと参考程度でご覧いただきたいんですけども、同じようにアンダーライン引いてある部分でございます。新旧対照表の、このアンダーラインの部分をご覧いただきたいというふうに思っております。

再び36ページに戻っていただきまして、これは附則でございます。これにつきましては、条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第51号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 続きまして、議案第52号の提案説明を申し上げますので、議案書の38ページをご覧いただきたいと思います。

議案第52号 北海道市町村備荒資金組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに、組規約の一部を改正する規約を載せておりますのでご覧をいただきたいと思いますが、この規約の改正につきましては、近年、市町村財政が急激に悪化する中、財政再生団体になることを回避するための財源確保策として行われようとするものでございます。

規約改正の内容につきましては、第16条に見出しとして、返還等を付しまして、第16条の次に新たに第16条の2を追加するものでございます。

第16条の2の第1項では、当該年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条第1項の再生判断比率、これは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つになりますけれども、このいずれかが財政再生基準以上となる恐れがある組合市町村は、当該組合市町村が納付した納付額、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額が5億円以上の市町村で申しますと、5,000万円以上の納付蓄積があることになっておりますけれども、この納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金これらを合わせて普通納付金として区管理しておりますけれども、この全部または一部の返還を求めることができるということを規定しております。

この納付金の返還につきましては、本来、基準を超えて納付した超過納付金というのございますけれども、それについては返還を求めることができることになっておりましたけれども、この改正により、普通納付金についても財政再生のために返還できるようにしようとするものでございます。

第2項では、組合は、組合市町村から前項の規定による返還の求めがあった場合は、条例で定めるところにより、次に掲げる要件の全てを満たすと組合長が認めるときに限り、当該組合市町村が納付した納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の全部又は一部を返還するものとする。ことを規定しております。

第1号では、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率のいずれかが、財政再生基準以上となる見込であること。

第2号では、当該組合市町村が、自主的に財政の健全化を図るための取り組みを行っていること。

第3号では、当該返還に応じることにより、当該返還を求める組合市町村の当該年度の再生判断比率が財政再生基準を下回る事となる見込であること。この3つを規定してございます。

第3項では、前項の規定により納付額及びこれに対する第18条の規定による配分金の返還を受けた組合市町村で、第15条第2項の規定により納付を停止しているものは、条例で定めるところにより、当該返還を受けた日の属する年度の翌年度から、同上第1項の規定による納付を行うものとするということを規定しております。

ここでいう納付の停止というのは、例を申し上げます。基準財政需要額が5億円以上の市町村を例に申しますと納付金の蓄積額が5,000万円以上となった場合には、納付しなくても良いというふうになっているものでありまして、納付金の返還を受けたことにより残額が5,000万円以下となった場合には、その翌年度から毎年500万円ずつ組合に積み戻していくという規定でございます。

附則であります。この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行することとしてございます。

以上、北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、提案説明をさせていただきましたが、本件につきましては、組合と町の変更協議にあたり、地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでありますので、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） それでは、議案第53号の提案説明をさせていただきますので、41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散について。

網走支庁管内町村交通災害共済組合を地方自治法第288条の規定により、平成22年3月31日をもって解散したいので、議会の議決を求めるといふものでございます。

この経過等につきまして、若干ご説明させていただきますけれども、この交通災害共済組合につきましては、昭和40年代の初め、道路網の整備とか車両の増加等により交通事故による被害の危険性が高まったということで、交通事故の被害者を救済する事業が全国的に広がりを見せたことによりまして、当管内でも昭和44年に全町村一斉に構成する一部事務組合で、この制度を発足させたといふものでございます。管内町村の住民の80%以上が加入していた時期もありましたけれども、最近は特に大きいものは、個人情報のことがございまして、その情報を尊重するあまり年々加入者数が減ってきたということ。また、加入手続きに要する費用も増えてきたこと。町村によっては費用の一部を持ち出さなければならないというような状況のところもあるようでございます。それに加え、民間の保険も充実してきているというようなこともございまして、この制度の意義が薄れてきているというようなこともありまして、全国的に制度の見直しが求められてきたという状況でございます。全国で申しますと当初49組合あったんですけれども、平成20年では13組合に減ってきている。除々に減ってきているという状況がございまして。また、近年の町村を取り巻く環境は変わってきておりますので、各町村でも持続可能な自治体運営をめざすというようなことの事業の見直し等ございまして、そんな状況等もありまして、この福祉的な目的は既に果たしたのではないかとというような観点でございまして、その役割を終え

ることになったという部分の考え方でございます。

なお、この一部事務組合の解散にあたっては、地方自治法により関係地方公共団体の協議を必要とするということがございますので、今回提案させていただいたというような背景でございます。

以上、議案第53号の提案理由の説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 引き続きまして、今に関連することでございますけれども、議案第54号の提案説明をさせていただきますので、42ページになります。

議案第54号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、でございます。

これは、地方自治法第289条の規定によりまして、網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を次のとおり関係市町村の協議の上、定めるものとするというものでございます。すみません。関係市町村でなくて、関係町村です。市ではないです。町村だけです。

この財産処分の内容につきましては、43ページをちょっとお開き願いたいと思いますけれども、この協議書案というのがございますけれども、この協議書案では、財産処分の方法について2つ記載されております。

1つは、平成22年3月31日現在の基金・歳計現金及び利子について昭和44年当初から解散時までの会費総額から見舞金などの経費を引いた余剰金をそれぞれの割合に応じ、関係する町村に返すということが1つでございます。

2つ目が、合併した旧町村があると思いますけれども、その分につきましては、合併後の新市町に返すということです。

この組合は、平成20年度末までの事故などに対する見舞金の事務が来年の4月以降も出てくる可能性がございますので、それらの経費を含めまして、現時点での財産処分の額は約1億400万円、全体でなるかというふうに見込んでおります。それがだいたい率的にいきますと本町分では530万円が返ってくるという試算になるかとの今の時点の試算でございます。

以上、議案54号の提案説明をさせていただきましたので、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第45号、議案第47号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

議長（橋本憲治君） この際、日程第16、認定第1号、日程第17、認定第2号、日程第18、認定第3号、日程第19、認定第4号、日程第20、認定第5号、日程第21、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

ページ数は50ページからになっております。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） それでは、認定第1号について、説明を申し上げます。
議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

認定第1号 平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成19年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただいたところでございます。これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成19年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと思います。決算報告書の方になります。よろしいでしょうか。

それでは、1ページをご覧くださいと存じます。この表は、会計別決算額の総括表ですが、一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入43億5,577万1,306円、歳出42億8,598万289円となっており、収支差引残額は6,979万1,017円となっております。

この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおりこの内5,000万円を財政調整基金に決算積立てをし、残り1,979万1,017円を翌年度に繰り越ししておりますが、この繰越額の中には、6月の定例会で報告をさせていただきました繰越明許費に係る一般財源繰越額7万5,000円が含まれてございます。

なお、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上が、平成19年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 認定第2号について、説明申し上げます。

議案書の51ページをお開きください。

認定第2号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところですが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成19年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、国民健康保険事業特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付

しております「平成19年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険事業特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入10億617万8,071円、歳出10億68万4,373円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額549万3,698円のうち、549万3,000円を財政調整基金に決算積立てをし、残り端数でございます698円を翌年度に繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第3号について、説明申し上げます。議案書の52ページをお開きください。

認定第3号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、でございます。

平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところではありますが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成19年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきました。

このことを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、老人保健特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の老人保健特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入7億9,608万4,222円、歳出7億8,784万5,905円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額823万8,317円を国及び道の負担金等の返還金に充てるため、全額翌年度に繰り越ししております。

なお、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成19年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 認定第4号について、ご説明申し上げます。

議案書の53ページでございます。

認定第4号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成19年度 訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成19年度 訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付した

ところでありますが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成19年度訓子府町 各会計決算の審査意見」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、介護保険事業特別会計の決算の概要を申し上げますので、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ上から4段目介護保険の欄をご覧くださいと思います。

介護保険事業特別会計では、決算額(B)欄にありますように、歳入3億9,266万2,736円、歳出3億8,386万9,130円となっており、収支差引残額は879万3,606円となっております。

この剰余金につきましては、備考欄に記載のとおりこの内222万8,000円を介護給付費準備基金に積立てをし、残り656万5,606円を国庫支出金等の返還金に充てるため翌年度に繰り越しをしております。

なお、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいというふうに存じます。

以上が、平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 建設課長。

建設課長(竹村治実君) 認定第5号について、説明申し上げます。

議案書の54ページをお開きください。

認定第5号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月8日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「平成19年度訓子府町各会計決算の審査意見」をいただきました。

これを受け、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要を説明申し上げます。

別冊で配付しております「平成19年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から5段目をご覧くださいと存じます。

下水道事業特別会計では、決算額(B)欄にありますように、歳入2億20万2,437円、歳出2億20万2,437円となっており、収支差引額はゼロとなっておりますが、これにつきましては一般会計からの繰入金で財源調整をおこなったことによるものでございます。

なお、別冊で配付しております「平成19年度 訓子府町各会計決算の審査意見」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上が、平成19年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(橋本憲治君) 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 続きまして、認定第6号について説明申し上げます。

議案書の55ページをお開きください。

認定第6号 平成19年度訓子府町水道事業会計決算の認定について。

平成19年度訓子府町水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

それでは、平成19年度の訓子府町水道事業会計の決算について、お手元のA4版、決算書の概要を説明させていただきます。

別冊になっております。決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入につきましては、営業収益と営業外収益を併せた水道事業の収益でございますが、1億9,146万1,000円の決算でございます。支出につきましては、営業費用と営業外費用を併せた1億9,835万2,624円の決算となっております。このうちの消費税につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、税抜き処理後の収支につきましては、損益計算書で説明をさせていただきます。

なお、19年度の本町の支払い消費税の額でございますが、およそ509万円ということでございます。

次の2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の状況でございます。

まず、収入では、企業債と他会計補助金を合わせた資本的収入につきましては1,284万3,708円の決算でございます。

支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を併せた資本的支出でございますけれども、1億87万1,147円の決算でございます。なお、収支差し引きで不足する8,802万7,439円につきましては、欄外の一歩下、括弧書きで記載のとおりでございますが、過年度分の損益勘定留保資金8,801万3,799円と当年度分消費税及び地方消費税の資本的収支調整額1万3,640円で補てんいたしております。

次の3ページでございます。

これは、1ページの収益的収支の税抜き処理後の損益計算書でございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業損失でございますが、19年度858万2,463円でございます。次に、3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額407万2,932円の支出超過となっております。

また、この営業損失858万2,463円に3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた支出超過額407万2,932円を合わせた額が経常損失でございますけれども、1,265万5,395円でございます。当年度の純損失でございます。1,265万5,395円のいわゆるこの額が赤字決算ということになります。前年度の繰越欠損金の、2,527万431円に当年度の純損失を加えますと3,792万5,826円が平成19年度末の欠損金となるものでございます。

次の4ページをお開きください。4ページから6ページでございますが、これは企業会計の決算の状況をあらわしたものでございますので、後ほどご覧いただくことで、説明を省略させていただきます。

次に、7ページから15ページまでございますが、これにつきましては、事業報告書でございます。

16ページから20ページまでは科目ごとの決算額でございますし、21ページは固定資産の明細書でございます。

22、23ページは企業債明細書となっておりますが、関連して24ページに償還額と未償還残高を資料として追加をさせていただきました。

以上、平成19年度の訓子府町水道事業会計の決算について概要説明をさせていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の説明が終わりました。

報告第7号、報告第8号、報告第9号

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

議会運営委員会から協議報告がありましたように、これより日程の順序を変更し、日程第26、報告第7号、日程第27、報告第8号、日程第28、報告第9号を、先に審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第26、報告第7号、日程第27号、報告第8号、日程第28、報告第9号を、先に審議することに決定いたしました。

テープの関係で、ここで30分まで、暫時休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第26、報告第7号、平成19年度訓子府町財政健全化の比率について、を議題といたします。議案書57ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 報告第7号について、説明を申し上げます。

議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号 平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月4日から7日までの間、監査委員による関係調書の審査を受け、8月8日付で適正に作成されている旨の意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1の財政健全化の比率についてであります、 の実質赤字比率につきましては、

一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率としては出てまいりません。従いまして「ハイフン」表示ということでございます。

次に、 の連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計であります国民健康保険、介護保険、老人保健会計のそれぞれについて、実質収支が黒字でありますし、また、水道事業と下水道事業特別会計における資金不足額もございませんので、赤字比率としては出てまいりません。従いまして、この比率についても「ハイフン」表示としてございます。

次に、 の実質公債費比率につきましては、 18.8% となっており、早期健全化基準の 25% を下回る結果となっております。

この比率につきましては、一般会計で支出した起債の元利償還金に充当した一般財源のほか、特別会計繰出金のうち特別会計で起こした起債の元利償還金の財源に充てる目的で繰り出したとみなされる一般財源や一部事務組合が起こした起債の元利償還金の本町割合分、さらには公債費に準ずる債務負担行為による支出など実質的な公債費とみなされる支出額を標準財政規模で割り返した比率でございます。

実際の計算にあたりましては、起債償還に係る普通交付税措置額を分子、分母のそれぞれから控除して求めるものでありまして、この比率が早期健全化基準である 25% 以上になりますと議会の議決が必要な財政健全化計画の策定や外部監査の導入が義務付けされているものでございます。

次に、 の将来負担比率につきましては、早期健全化基準の 350% を大きく下回る 90.7% という結果になってございます。

将来負担比率につきましては、交付税措置を加味した実質的な地方債の現在高と債務負担行為の今後の支出予定額、一部事務組合が起こした地方債の現在高のうちの本町割合分、年度末で全職員が退職し、退職手当組合の負担金不足額を精算したと仮定した場合の負担の見込額。これらの合計額を起債償還に係る交付税措置額を加味した標準財政規模で割り返した比率ということになってございます。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところでも説明しましたとおり の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足としては出ていません。また、 の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は出ておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としてございます。

次に、3の「監査委員の平成19年度 訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次ページ以降に審査意見の写しを付けておりますが、これについては、後ほどご覧をいただくこととし、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、報告第7号 平成19年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、説明をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第8号

議長（橋本憲治君） 日程第27、報告8号、財政的援助団体の監査結果報告について、を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

平成20年9月17日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

次のページ63ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年8月8日

訓子府町議会議長 橋本 憲治 様

訓子府町監査委員 山 田 稔

訓子府町監査委員 佐 藤 静 基

財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成19年度に係る次の財政的援助団体の監査結果を別紙のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 監 査 実 施 団 体 名 | 社会福祉法人 訓子府福祉会 |
| (1) 監 査 実 施 年 月 日 | 平成20年8月6日 |
| (2) 財 政 的 援 助 の 種 目 等 | 平成19年度くんねつが静寿園施設改修補助金 |
| 補 助 金 | 1,680,000円 |
| | 平成19年度ケアハウス施設改修補助金 |
| | 2,240,000円 |

(3) 監 査 の 結 果

補助金に関する事務については、適正に執行されているものと認める。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

報告第9号

議長（橋本憲治君） 日程第28、報告第9号 出納検査結果報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。

報告第9号でございます。出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成20年9月17日提出、訓子府町議会、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年7月10日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 佐藤静基

次のページ、65ページと66ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、次の67ページお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年8月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年8月12日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 佐藤静基

次のページの68ページ、69ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

続きまして、後ほど、今朝ですね追加で配付させていただいております、9月分の例月出納検査結果報告について説明申し上げます。ページ数でいきますと、70ページ、71、72ページでございます。

まず、71ページお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成20年9月12日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異常ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成20年9月12日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 佐藤静基

次のページの71ページ、72ページにつきましては、先ほどと同様に説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上で本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたしたいと思います。

午後1時から一般質問に入りますので、ご参集願います。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

一般質問

議長（橋本憲治君） それでは、定刻になりました。休憩を解き会議を継続いたします。

日程第22、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますようお願いいたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

7番、佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 7番、佐藤静基。

私は、新法による市町村合併について質問いたします。

「新合併特例法」への取り組みについて、町長の考え方などについて伺いたいと思います。

平成17年1月、旧合併法での置戸町との合併を断念して以来、当町は「自立の町」としてから3年半が経過しました。この間、自立のために町長以下全職員一丸となつての町の行政改革のもとに各事業の見直しやコスト削減の努力が継続されてまいりました。結果として数字的にもかなりの効果が出ているものと思います。しかし、未だ安心できるまちとして、町政運営を見通せるような状況ではありません。自立の方向を選んだ時点から、町民は当然、財政運営の厳しさは覚悟はしていたもののいよいよ現実のものとなったという実感であります。今後も進むであろう高齢化と人口の減少による過疎化が予測される中で、改めて町民は以前にも増して、将来への不安と今後の町のあり方に強い関心と高まりを持って見ております。

さて本題に入りますが、平成17年4月、5年間の期限付きで施行された「新合併特例法」は平成22年3月末で期限切れとなります。現在、町長としてこの合併新法に対する取り組みとその考え方など、次の件について伺いたいと思います。

1として、道が提案する北見市、美幌町、津別町、置戸町、そして訓子府町の1市4町による合併構想案はどのように評価されているのか伺いたいと思います。

2として、現行の当面自立というこの当面とは、何年後の何を目指しているのか。

例えば、町の財政運営が可能な限り当面というのか。住民サービスが続く限りなのか。どういう意味なのか伺いたいと思います。

3として、今年6月から2ヵ年計画で始まった住民主体のまちづくり委員会では、この合併新法についての協議が行われる予定となっているのかお伺いいたします。

4として、今後の合併新法について、町民懇談会あるいは説明会などを考えているのか。その場合のスケジュールはどのように考えているのか。また、期限まで1年半ぐらいの期間しかない中で庁舎内部に検討協議会などはあるのか。

この4件について、考え方を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、新合併特例法に対する取り組みとその考え方につきま

して、4点にわたってお尋ねがありましたのでお答えさせていただきます。

まず、1点目の「北海道市町村合併推進構想で示された本町を含む1市4町の組合せに対する評価」でございます。この組合せはご存知のとおり、住民活動、行政活動、さらに産業経済、地勢的特性の4つの分類ごとに指標を設けて、市町村の一体性や類似性を分析するクラスター分析の手法によって、人口3万人以上の基準も設定した中で組み合わせの区域が決定されたもので、客観的かつ合理的な手法の一つと考えられております。

また、この組合せは、あくまでも市町村及び住民が地域のあり方を自主的、主体的に議論する際の出発点として示されたものであるというふうに私自身は認識しているところでございます。現時点で、1市4町において特別な動きはございませんけれども、過日の新聞報道によりますと北海道知事は、一般質問の答弁において、合併促進へ勧告検討と定例道議会で答弁しており、今後こうした北海道の動向も含めて、適切な状況判断に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目に、「当面自立の『当面』とは何をさしているのか」との質問でございました。

市町村合併につきましては、財政的な問題はもちろんでございますけれども、行政側の視点だけで判断するべきではなく、あくまでも町民生活を最優先に考え、最終的には町民の総意で決定すべきであろうと考えているところでございます。

私は、町民の皆さまの思いや町を取り巻く状況から、判断して現時点では可能な限り自立していくことを基本に考えているところでございます。ご承知のとおり、現在政府、政党、経済界などで道州制に関する議論が進められ、共通した意見として今後10年以内に道州制を本格的に導入することとしています。

道州制が導入されるにあたっては、分権の受け皿となる市町村、いわゆる基礎自治体の再編や小規模自治体の扱いなどが最重要課題となっており、合併新法の期限切れとなる平成21年度中、すなわち平成22年の3月中に、今後の基礎自治体のあり方と制度改革が示されると思われまます。

そうした国の動きや、北海道、近隣自治体の動向、さらに町民意識の変化などを踏まえた中で、町の進路を判断あるいは必要な行動をとらなければならない時期までのことを「当面」と申し上げていることでご理解賜りたいと思います。

3点目に「まちづくり委員会で合併に関して協議される予定はあるのか」とのお尋ねがありました。

まちづくり委員会は、現在、正副委員長を中心に自らテーマを設定し、そのテーマに沿って議論を行うこととしており、合併問題にも議論が及ぶ場合もあるかもしれませんが、合併問題だけに特化した協議や町の進路決定にまでおよぶ議論を行う組織ではありませんのでご理解を賜りたいと存じます。

最後に4点目の「町民懇談会の開催予定と庁内検討協議会等の設置の有無」についてであります。現時点では、合併のみを前提とした町民懇談会は予定しておりませんが、合併新法の期限切れが迫っていること、道州制・地方分権をはじめ、国や北海道の動きなど、確かな情報を提供させていただきますとともに合併問題に対する私の考え方もお示ししながら、町民のみなさまの率直な意見を聞かせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

また、庁舎内部に合併に関する検討協議会等は設けていませんけれども、今後の動向を見据えた中で、的確に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 1つ目の道の合併構想案については、私も正直言って道の方の動きが非常に明確ではない。協議の課題としては投げかけているものの、あくまでも市町村の判断を重視するというので、それでは前回の旧合併法の中で、かなりどこの町村も真剣に論議した中で、これといった新法の具体性が何も無い中では、非常に今、町長が答弁されましたように、国と道の出方、当面具体的になるであろう道州制の動向を眺めながら対応する。そういうような内容でした。ただ、合併というのは、普段、私たちも議員の仲間と話をするんですけど「相手がいなきゃな」ってすぐ話が終わってしまいますんですが、大事なことは、訓子府のまちとして将来本当に、この合併論議を抜きに大丈夫なのかなと考えたときに、ある面では町民に十分な説明も必要ですけども、将来このままでは無理だということは、大勢の町民の方は心の中で思っていると思うんです。それで、最後にふれてくれましたけれども、どこかの時点で町民に対して町長の考え方を示す。今回の合併に対して示す。そういうことが言われたわけですけども、前回の合併論議で町民側から見ますと約1年かけて議会も相当、単独の協議会を設けて10回ほどやったんですが、それなりの町長とやや一致した考え方で合併に向かっていました。町民の目から見れば、協議期間が短かすぎて結論が早いというようなことで、結果として1つの要因として、まだ熟していないみたいなことから、まだ期限があるにもかかわらずまとまることができなかった。先ほど言いました期限から言いますと、約1年半の中で相当やはり早めにこの論議に着手しないと、なかなか前回のように情報が少ないので無理かもしれませんけれども、ただいま町長が答弁されたような内容も含めて、実際はどうゆう状況なのか。町の状況も含めて合併に対する考え方もできるだけ早い時点で、町民に町長の考えを示す必要があると思うんですが、今の答弁では、いつ頃からスタートするとの具体性が無いと思いますので、改めて町民懇談会などでこのことを話す時期というのはいつ頃と考えておられているのかお答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私は、立候補したときから、町の将来は、町民の総意で決定するという言い方をさせていただいております。そのためにも今の町の状態すなわち財政状況も含めて明らかにして、何がどうしていくことによって、合併あるいは自立という方向も具体的に提案していかなければならない。第一義的には、国や北海道の動きを見ていかなければならない。例えば、地方制度審議会でいきますと依然として、1万人以下の自治体は、一定の権限を中核都市等にもっていく。あるいは権限を縮小するといったことは、まだ議論されている状況でもございます。あるいは道州制が2018年を1つの境として、具現化していくという動きもございますから、それはすなわち、北海道は1州ですけども、全国を6つあるいは7つぐらいにしながら、現在の都道府県を州にしていくという考え方。そうすると基礎的自治体で申し上げますと、市町村の自治体はおよそ1,000あるいは700。経済界で言いますと300という考え方をもっているようでございます。そのことが本当にいいのかということは、これはまた議論を待たねばならないというふうに考えているところでございます。例えば最近の勤告で申しますと、北海道知事は基礎自治体の数字を一時は3万人と申しておりましたけれども、5万人から10万人という言い方に変えてきております。そしてまた、ある意味では合併の協議が始まっているところで、

難航しているところ等については、勧告ということも辞さないということでありまして、全てに勧告をするということではない。しかし、全ての市町村に合併議論をして欲しいという文章が届いておりますけれども、そういうスタンスで申し上げますと非常に流動的である。そしてまた、道の例えば、5万人が基礎自治体というのであれば、私の考えて見る限りでは、町や村は無くなるということでありまして。全ての町や村は北海道から消え去るということでありまして。それが本当に地方自治にとっていいのかということ、またこれは国や北海道の動きからして、私は慎重に見極めていかなければならないというのが2つ目でございます。

3点目は、合併をした町の状況をすなわち北見市と近隣で申しますと、北見市と合併しました留辺蘂、端野、常呂の動き等も見ながらということでございます。最近、青年会議所等のアンケート等の結果が出てございますけれども、極めて否定的な考え方というのは多々ございます。とりわけ人口減少率等と言っても留辺蘂町等については、ほぼ10%ぐらい合併時から人口が減る等々も考えていく。果たして、私は町民生活にとって私自身の考え方としては、今すぐ合併の議論を勝手に進めるということが本当にいいというふうにはどうしても考えられない。とすれば、そうした全国や全道の動き、近隣の動きなども見極めながら、私は当面は自立するということを町民に理解していただくということが大事なんではないか。そのために、私は後からまたいろんなご質問が出ますけれども、あるいは全員協議会の中でお話をさせていただきますけれども、財政再生のために、みんなで知恵を出し合って生きていく、自立していく、町民の福祉の自治を低下させないという中で、当面は自立ということが、私は現時点では、それが町民にとっては1番幸せなことではないのか。私自身は今考えているところでございます。しかしこれは、北海道が今後全ての自治体に勧告をした場合につきましては、ご存じのとおり議会はそれを審議しなければなりません。もし、合併が進もうという議会の決定であれば、有権者の6分の1の署名をもって、それを投票をする。あるいは町長が合併をするという決断を皆さんにお示しした段階で、皆さんが合併を否決した場合は、住民投票を私自身が何らかの形で町民に提案するという道が残されてございます。しかしそれは、今後の動きも慎重に見極めながらということが当面妥当な線ではないかと。しかし、議員心配のとおり今、北海道広報誌を昨日ちょっと入手しましたけれども、合併新法の期限は平成22年3月末のため、ぜひ町民ぐるみの議論をしていただきたいという知事からのこれは北海道が出している新聞でございます。これは郵便局にあったものですが、それを見ても北海道としても基礎自治体のうんぬんも含めて合併のことを議論していただきたいというものでございますから、私は今後のまちづくり懇談会やあるいはまちづくり委員会で要請があれば、私自身の考えを示し、当面は自立してやっていける。こうすればやっていけるということも含めた考え方を示しながら、皆さんに意見を求めてまいりたいと考えているところでございます。ただ、平成22年の3月ということ申しますと、議員おっしゃるとおり日程的に非常に限られているということで申しますと、平成21年度の早い時期に、もしそういう必要が生じた場合は、町民の意見を集約していかなければならない状況もあり得るということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） ちょっと物覚えが少し鈍っておりますので、後の方からお聞きし

ますけれども、町民の要望があれば、この新法についての当面自立をせざるを得ない状況を含めて、町の状況を話をするというような内容のように私は聞こえましたけれども、これは、なかなか前回の合併もそうですが、今回どの程度、町の将来について町民が関心の高いのか、空気だけでは、なかなか判断できませんけれども、ぜひこの町の最高の責任者、担当者として、このことだけは伝えておくということが必要だと思いますので、住民の要望が無いにしても、できるだけ早い時点でこの町の将来を含めた新法による合併については論議していただきたい。町民に説明していただきたい。そういうふうに希望いたします。

それから、よくといたしますか、たまたまこの合併論議になった時に、幾度か町長は合併した町の例をよく見て下さいというお話をしましたけれども、私も初めて合併という言葉ができた時に議員でいろんなところに研修に行きましたし、行かされました。その中で学者というか研究者の話では、合併の良いか悪いかと言うのは、少なくとも、まあ北見市を例にとれば私は単純に町民の目から見ますと、置戸町の合併と訓子府町の合併の時の論議とは、内容があまりにも比較としては間違うと思いますし、今答弁にありましたように、どこかの商工会議所か何かで北見の調査をみましても、非常にまだ実感としては良かったのかどうか分からない。研究者のそうふうに詳しい研究者の話では、早くとも10年後か20年後に合併の効果が出るだろうというのは、合併するか単独でした方が良かったかというのはなかなか比較できないものですから、本当に合併して良かった悪かったと分かるのには50年はかかるだろう。それくらい合併というのは非常に難しいというか評価の難しいものだという話をしておりました。これを一樣にその住民の思いがこうだからというんじゃないで、ぜひ一つそういうことも頭に置いて、これからの町の将来について考えていただきたい。リーダーシップを取っていただきたいと考えます。

昭和の大合併、平成の大合併も今回で終了するものと思います。合併論議については今後、各市町村が主体となって選択できる合併というのはあるいは枠組みづくりは、私は行われないもので実際問題として、町同志が話し合って枠組みを作るなんてことはおそらくできないだろう。そういうような想像をしております。当町でも5年ごとに行われております国勢調査・センサスでありますけれども、人口の推計では10年後の平成32年度の人口は4,734人。高齢化率はおおむね40%と予測しております。さらにさかのぼって、20年後、平成42年の人口は3,797名となっております。20年後、私たちの子どもたちの時代はどんな町の姿となっているのか。先人のたくましい精神と努力で今日まで発展させたこの町を今しっかり守り、次の世代に引き継いでやらなければならないと思います。町民は、この町の将来に言いようのない大きな不安を感じております。町長は町政担当に臨むにあたり、今を考え4年後の訓子府町を描くとして、町民に力強くその思いを訴え、町民はその熱い思いを支持いたしました。4年は早いものです。その半分は過ぎようとしております。最近の社会情勢の変化は、私の想像をはるかに超えるものであります。特に、地方自治を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。このことについては、町長も大変ご苦労されると思いますけれども、この状況の中で、少し考えを飛躍して考えを伺いたいのですが、今町長が描く訓子府の10年後を考えての町の姿、ビジョンといたしますか。そのことをぜひ聞かせていただきたい。町民はそここのところを知りたいと思うんです。いかがでしょうか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） まず、1点目の合併に対する私自身の考え方を町民に説明していただきたい。私は、地域懇談会やこれからまちづくり委員会等のいろいろな形でこういうのが出てきます。当然、新法の期限のこともございますから、私は当面、自立という考え方を明確に打ち出してまいります。しかし、それによって、きっと様々なご意見が出るでしょうから、先ほども申しましたように、町民の総意で将来を判断をさせていただくということを書いてまいりたい。

2点目の合併をしてみたけれども実際には難しい。その評価は50年かかるのではないかという考え方でございます。私自身も個人的には合併が賛成とか反対とかということではない。むしろ、町民が幸せになるのであれば喜んで合併をさせていただきますし、幸せになるのであれば少々難しくても自立の道を歩みたい。それは、町民生活をどのように見て、そして将来展望するかということに関わってくるわけですが、私自身は近隣の市町もちろんそうですけれども、合併して良かったという町もあると思います。また、逆にそうではないという厳しい現実のところもあると思いますから、私は今申したように、町の将来はそのようにして判断すべきではないのかというふうに考えます。ただ、国勢調査を考えると4,734人高齢化率が40%。さらには、もっと減っていくだろう。これは、日本の農村の全てがそういう状況になっていくということは今さら申すわけもございません。その国政の国土開発や日本の都市中心の考え方が、本当に実際として良いのかという真価が問われるということでもあります。私は4,734人になったとしても、地域の皆さんが生きいきと基幹産業を農業とする基幹産業に従事し、もちろん他産業ももちろんでございますけれども、全ての人が4,000人台であっても3,000人台であっても、この町に生まれ育って良かったと思えるようなそしてこの町に住み続けたいと思えるような町をどうつくるというのは、私自身と町議会、さらには町民自身の総意で決める中身でないかと私自身は考えているところでございますので、私が「元気の出るまち、訓子府町は町民の知恵と力で実現しましょう。」そして、全ての人が訓子府町に住みたいと思われる全ての人々が住み続けられるような福祉中心のまちづくりを今後も進めていくというのは、自治の基本だというふうに理解しておりますので、改めてご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 非常に分かりやすい反面、今、実際困っているのは、3,000人でも1,000人でも町民が喜んで暮らせるんだったら、それでいいというのは非常にそうだと思います。問題は、それで町の財政の裏付けとなるものが本当に40%の高齢化になって町の力がそれだけあるのか。保てるのだろうか。まあおかげさんでいいですか、小さな町は、訓子府もそうですが、1次産業である農業。それから財産的には大きい森林事業。それから、人の命を守る消防事業。あるいは高齢化の介護何かでも、いろんな面で広域的につながっていく。私は、この広域というものを徹底して加入し、人口が減っても耐えられる体制というのは、これからどんどんできるし、今そういう方向に向かっているなという感じがいたします。ですから、町長の思っている夢は、分かりますけれども、本当に財源として、例えば、これ4,000人をきった町をなかなか想像はできないんですけれども、かなりの精度でこの数字になっていくと私は思います。減少率と高齢化率につきましては、大事なことは、本当に小さくても輝けるだけの財政をどうするかということ

が現実問題としてあるんだと思います。今回12月に提案するであろう、2億円の資金を何とか浮かそう。この財政については、いろいろと論議の中で何とかやりくりしていきたいというんですが、これも限界があると言いながら、今回2億円の削減を3年間でやるというのは、どんな数字が出るか分かりませんが、私は、まあちょっとこのことにふれますけれども、現実の厳しさというのをやっぱり住民に分かるような、いわゆる現状維持している内容には、どれだけのやっぱり住民の負担を伴わなければならないかということをお私に、早く出さなきゃいかんと思うんです。これは、先ほども言いましたけど、自立の時には覚悟しているわけですから、これでいてそれでも訓子府町といったときに、確か企画で出した推計では、1人当何万円とか、1戸当何万円の負担になります。それでも自立と言った経過があるんです。これを、やりくりだけではいけません。町民がそこを選択しているわけですから、私は少しくらい辛くても安心できる町というのは、多少のやっぱりそういうものが、負担なしには、ならないような気がするんです。そのこともちょっと余談になりましたけど、付け加えておきたいと思います。

旧合併法での合併を断念したときに、前町長が報告の結びにこういうことを表現されました。「誠に残念ではあるが、今後当面は単独での道を行って行かなければならないが、今の厳しい財政状況を考えると、新しい合併特例法における国や道の動きを見ながら、今後も置戸町とは今まで以上のお付き合いをしていただきたいと思います」と互いに両町長がこういうメッセージを交わして報告を結んでおります。このことは、2町での合併協議会の中で1年間、約1年かけましたが、財政状況をはじめ全ての内容を公開して、共に将来の夢を描いた協議内容でした。まさに、訓子府町と置戸町は歴史的にもさらに強い信頼関係を確認し合った両町であったと思います。先ほども言いましたが、現在も重要な事務については、農業それから森林事業などはそうなんですが、いくつか公益事業として実施されておりますけれども、やがて本格化するであろう道州制や支庁再編などさらには将来の市町村の枠組みのあり方についても、それぞれの単町だけの考えではなくお互いの町の将来について、共に協力し合っていくような両町の意味の疎通が重要なときではないでしょうか。今回、道の1市4町の合併案についても、どの程度内部でもあるいは町長としても協議された経過があるか分かりませんが、最後に単町の枠を超えた共同の取り組みについて考え方を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 改めて佐藤議員とは、本会議だけではなく議員協議会等でも厳しい議論をさせていただかなければならないと私自身は思っております。それは何か。1つは、町の将来は確かに財政は重要です。そしてまた、極めて慎重であるべきだということも事実であります。これはおそらく議会終了後でもある程度お示しをしながら、これからの3年間の見通しを話をしなければならない。それは、非常にもっと早くということでございましたけれども、私ども職員は、今この春から財政を削減するというよりは、むしろ何が必要なのかということをお各課で、あるいは課長会議で、そしてさらにまた戻しながら議論をして、今日改めて議会に提案をするという中身でございます。それはとにもなおさず一つひとつの予算が町民の生活に密着しているという簡単に算数だけでは出来ないという状況の中で、私は職員も非常に真剣に議論して、ある意味では少々時間がかかっても慎重を期すべきだというのが、私は正しいというふうに考えておりますので、その点で申しま

すと、ある意味ではこれから議会の了承も得ながら、町民の皆さんに当然説明をし、合併の問題もふれていくというのが基本的な今当面する課題でございますから、2億円の確かな道筋を示しながら、当面は自立という財政面から申しますと、当面は自立という提案をせざるを得ないし、それから冒頭申しましたように、財政だけで合併議論はできない。これは大きいことが本当に幸せかどうかということも議論させていただきたい。例えば管内の財政規模からいいますと、基金はもちろんそうですけれども財政だけみますと西興部村なんていうのは2,000人もいないかの町ですけれども、極めて行き届いた財政運営と施策をもってきているという状況でございます。大きい小さいだけは議論できないということを考えていきますと私はイコール、先ほど申しましたように、このままでやっていけるのか。この厳しい状況を合併をもって財政を切り切るという考え方については、一考を要するという。もう一考を要するといったほうがいいのでしょうか。そういう意味の私ども行政と議会との議論が必要なんではないかと考えるところでございます。そしてまた、もう一方では、単独の単町だけでは難しい。先ほどちょっとふれましたけれども、北海道の広域中核市という構想も出しております。これはまだまだ、どういう中身なのかという具体的には分かりませんが、少なくとも広域連合的な一部の事業を一部事務組合とか広域連合的に広域でやっていくということは当然あります。例えば今、西紋地区では国保や介護等々のことについて、福祉施策を中心として職員を共通で置き、そして事務に当たるということも、もう具体化しつつありますので、そうしたことは、当然これから一つの事業の推進ということで、単町だけではなくて、そういうことのやり方がでてくるということでございます。さらに、前町長が申していたというご紹介をいただきました。特例法を見ながら、両町と話を交わしてということでございます。非常に今、私自身が言うのは、くちはばつたいのでありますが、置戸町や美幌町やあるいは津別町とも市町村長レベルでは非常に友好関係が良好でございますし、いろんな話を取り組みを具体的にできる状況になってきておりますので、さらに事業も今一部紹介した事例も含めて、具体的なそういう可能性についても、今後町民生活の向上のために、私は進めていかなければならないと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 佐藤静基君。

7番（佐藤静基君） 質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤静基君の質問が終わりました。

次に、10番、小林一甫君の発言を許します。

10番、小林一甫君。

10番（小林一甫君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回は、1点だけでございます。

代替バス運行に関する今後の対応と考え方についてであります。

平成18年4月に銀河線が廃止され、いろいろと問題提起しながら代替バスが運行を初めてから3年を経過しようとしております。来年の3月には、通学時の代替バスの助成を含めて支援の見直しもありうるとのことであり、また最近の石油高騰が代替バスの運行に、大きな影響を与えるのではと懸念するところであります。町民の方の中には、助成金の打ち切り、バス料金の値上げなどがあるのではないかと心配しております。医療機関にバスで通院されている方もおられる方もいることを考えると、代替バスが安定して運行継続さ

せることが行政としての責務であると考え、5点について伺いたい。

1点目、代替バス運行に対しての他の市町と協議予定はあるのか伺いをいたしたい。

2点目、今後さらに町財政が厳しくなった時には、支援、助成も中止せざるをえないと思うが考えはどうか。

3点目、バスの永続的運行のための事業として、バス運行補助が事業内容の中で説明されているが、本町単独でも支援、助成を続けていくのか伺いをいたしたい。

4点目、医療機関に通院されている高齢者の方に対し、福祉バスを含めた支援の考え方はあるのか伺いをいたしたい。

5点目、ダイヤ編成は2ヶ月ごとにあるというが、石油高騰の^{あお}煽りで便数の変動はあるのか。バス料金の値上げも視野に入れるべきなのか伺いをいたしたい。

以上、5点について伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、代替バス運行に係る今後の対応と考え方につきまして、5点のお尋ねをいただきましたので、お答えしたいと思いますけれども、その前にこれまでの経過、あるいは沿線市町の状況等について簡単に説明をさせていただきます。

ご案内のとおり現在、北見市の基金事業で実施しております沿線1市6町の通学定期運賃差額補助につきましては、平成21年3月末をもって補助券の発行を終了することにしておりますので、現状では4月1日以降を始めとする通学定期については、通常の運賃で購入することになってございます。沿線の一部の町については、既に町独自の補助は行わない方針であるように聞いておりますので、沿線全体での運賃補助の取り組みについては、極めて困難な情勢にあります。

この補助制度については、バス転換に伴う利用者の逸走を抑制し、代替バスの永続的な運行のために創設されたものでございますけれども、バス運行に関する支援としては、この他にバス会社に対する直接支援として、国と北海道、そして関係市町村の協議補助である生活交通路線維持対策事業費補助金による赤字補てんなどがございます。

これまで行ってきた差額補助につきましては、本年度で終了することが確定しておりますので、今後、町が行おうとする運賃補助は全く新たな別個の取り組みとなることをご理解賜りたいと思います。

また、バス会社への赤字補てんの補助は、その性質上、現時点での協議の対象になるようなものでございませぬので、まず、この点について、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、1点目でご質問のありました「バス運行に係る他市町との協議予定」について、お答えをさせていただきます。

バスの運行につきましては、経営主体であるバス会社の責任において行われているものでありまして、現行制度では一定の要件に該当する赤字路線を対象に国と北海道が実施する生活交通路線維持負担する補助金、さらには、乗車密度が5人未満の路線に対する国と北海道の補助金カット分に対する関係市町の補助金、これらが本町に係わる路線バスの運行に対する支援となっております。従いまして、議員が心配されている燃料高騰を受けてのバス運賃の値上げや新たな補助の要請は、現行の制度上想定できません。そうした意味では、現時点ではバス会社に対する支援の協議を行うことは、あり得ないものと考えているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり間違いなく燃料高騰による収支への影響は出てくるでしょうし、この結果として、沿線市町の負担が増える可能性は十分に考えられますので、これを抑制する観点からも運行の本数やタイヤの見直しは、必要不可欠なものでございますし、このための沿線市町主体の協議は、これまでどおり行っていきます。現在もその最中でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目で「バス運行の支援や助成の中止」について、お尋ねをいただきましたが、財政問題を理由に生活交通路線維持に係る補助を行わないということは、町自らが公共交通機関を放棄することを意味しますので、現行制度が続く限り負担は伴うものであり、負担しなければならないものと考えております。

なお、財源につきましては、鉄道跡地利用等の基金の目的にも合致しておりますので、基金充当も可能と考えてございます。

次に3点目で、鉄道跡地利用等基金の目的にあります「バスの永続的運行のための事業」に係わる質問として、「町独自の助成」についてのお尋ねをいただきました。冒頭、お話ししたとおり沿線全体での運賃補助の取り組みは困難な情勢にありますので、私どもとしては、せめて北見バスのエリアの中で統一的な取り組みができないか。あるいは事務レベルでの検討を指示し、北見市長、置戸町長の間でも協議を進めてきたところでございます。最近では、今月4日に衛生施設組合が行った網走開発建設部に対する要望会の後に、北見市長、置戸町長との三者で、バス運賃補助の進め方について意見交換をさせていただきました。その中で、北見バスエリア内における統一的な補助制度創設に向けた具体的協議を行うことで、1市2町が意見一致し、10月初旬に陸別町を含めた首長町長会議の開催を申し合わせたところでございます。本町につきましては、昨年9月21日に開催した「第2回ふるさと銀河線跡地利用等検討協議会」以降、折に触れ「補助率はともかく可能な限り通学運賃補助を実施する」旨、私は表明していたところでございますけれども、財源である「ふるさと銀河線跡地利用等基金」や近隣市町の地域事情等を考えますと、概ね2分の1補助となっている現行水準の補助は難しい状況にあります。今後、近隣市町と連携しながら新たな補助制度の創設に向け、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目で「高齢者の通院に対する支援」について、お尋ねをいただきました。ふるさと銀河線廃止後、1年間については、通学以外の定期である通勤定期の運賃差額補助を行ってきた経過がありますが、現在は特別な支援は行っておりません。この質問につきましては、運賃引き上げを懸念してのものとして察しておりますけれども、現行の補助制度上、運賃改定の前に、関係市町協議による効率的なバス運行の取り組みを先行して行うことになるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

なお、新しい差額補助の検討にあたり、高齢者の通院費助成についても検討した経過がございますけれども、バスに乗車したことの確認や通院したことの確認を如何に行うかといった課題も多く、まだ、1市2町では結論に達しておりません。これにつきましても、今後、関係市町とも協議しながら、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、5点目で「石油高騰による減便や運賃値上げ」についてのお尋ねをいただきました。基本的には1点目でお答えしたとおりでございますけれども、夏タイヤと冬タイヤの改正の検討に合わせて、網走支庁と北見側1市3町、それに北見バスを加えた三者で、路

線ごとの収支予測や沿線負担の推計を基に、減便による運行の効率化も含めた検討を行っておりますが、この目的は自治体負担の解消と運賃引き上げを行わないためのものですので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ここで、午後2時05分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

小林一甫君。

10番（小林一甫君） 前段で町長が、私が再質問しようとする部分をほとんど答弁の中にございました。改めて何点かお伺いをしたいと思いますけれども、重複するかもしれません。再確認の意味でもよろしく願いいたします。

私も1週間前でしたか置戸町の方と話し合うことがありまして、その方が今回の代替バスの関係で1時間くらいでしたがお話をさせていただきました。その中で心配されていたのは、今の助成がなくなると置戸町では多分3倍のバス料金になるんじゃないか。今に2万円くらいなのが6万円になって、どうしようか。それならば、子どもたち1人は別として2人通学させている家庭では、北見市に家を建てて、そちらの方に移った方が良いのかなというような話をされておりました。そこまでやはり置戸町の方は真剣に考えておられる部分がございます。当町も、たぶん何人か子どもたちを北見市に通わされておる両親の方は、そういうような考え方も中にはあろうかと思えます。町として、先ほども答弁をいただいておりますけれども、平成28年までの通学の支援ということで、お答えがあったわけでありまして、その辺をきちんとやはり行政としてやっていただきたいと思えます。この、長期に渡るわけでありまして、これを確実にやはり実行していただきたい。そのために現時点で行政としてどのような見通しを立てているのか、これは先ほども答弁いただいていると思うんですけども、確認の意味でお伺いをいたしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 先ほども幾分お話をさせて、説明をさせていただきましたけれども、非常にそれぞれの町が難しい課題を抱えてございます。私はご存知のとおり通学費の補助につきましては、率はともかくとしても、訓子府町は前向きに継続するという方向で考え方を何度も申し上げてまいりました。しかし、例えば置戸の例で、今、小林議員おっしゃいましたように、それが無くなると一人当3万円という金額になるというのであれば、一例として、置戸町が単独に留辺蘂にバスを走らせるということも考えてはどうかという意見も出ておると聞いてございます。さらにまた北見市で申しますと同じように市内の高校生でありながら、留辺蘂に通う子どもさらには常呂高校に通う子どもも、そのままいいのかという議論もあるようでございますから、非常に1市2町の補助に対するあり方は、それぞれの状況によって異なるということでございます。何とか私自身は従来どおりにかなくとも、銀河線の代替という考え方からいっても、共通して補助をしていきませんか

という働きかけを行っているところでございますし、1市2町が少なくとも共同でやるということで前向きにこの定例会終わった後で、北見市が終わるのは10月に入りますので、10月早々にそういう打ち合わせをさせていただく。さらにまた可能であれば、陸別町も幾分北見市に通っている方や、子供がおりますので、陸別町にも入ってもらって、それは何とか経済的な負担を軽減するという事もさることながら、銀河線の代替というとらえ方をしていくとやっぱりバスを足の確保をどうするかということを含めて実行していかなければならないだろう。さらに、1市2町というよりは、北見市は独自のものをもっているようでございますけれども、置戸町と訓子府町については、何とか通院の補助もできないのかということ町長のレベルでは今お話をし、なかなか難しい問題もあるのでございますけれども、それらも含めて検討に入っている。可能な限り私自身は通学バスの代替のバスということのとらえ方から補助を継続していきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） いろいろ町としては考えておられるようでございますけれども、やはり町民としては、今後どうなるのかなというような不安が多いということだけは、やはり肝に命じて協議を進めていただきたいなあとと思います。いろいろ考えていたんですけども、前段で町長がもう再三、答弁いただきましたので、これ以上は質問をする部分がございますけれども、最後に今後代替バスが永続的に運行することが行政としての責務であると考えているのであれば、私の考え方でありますけれども、ちょっと今の財政から考えると非常に困難な面ありますけれども、一部事務組合みたいな組織をつくっての運行もやはり考えていくべきではないかなというような考えを思っております。このことに対して、町長がどのような考えをもっているのか伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 町民の生活、足を守るというのは、地方自治にとっては極めて重要なことだと町長として肝に銘じよということでございますので、それはおおせのとおりでございますので、何とか町民の足を確保するという視点からも努力をしまいたいと思います。例えば、民間のバス会社あるいは近隣の市町も含めて、第三者機関的なものの公社等の設立などの考え方はないのかということでございますけれども、現時点では、まだそのような具体的なお話はなされておりませんが、通学補助の問題については、冒頭言いましたように、継続のために努力をしまいたい。さらには、ここではふれてはおりませんが、その中でも訓子府高等学校の通学者に対する補助も別個にまた、これは議員の皆様にご理解をいただいているところでありますけれども、改めて平成21年度も継続して、私たちの沿線バスの補助とさらには加えて、訓子府高等学校の子どもたちに対しては通学の補助を考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 小林一甫君。

10番（小林一甫君） 質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 10番、小林一甫君の質問が終わりました。

次に、8番、山本朝英君の発言を許します。

8番、山本朝英君。

8番（山本朝英君） 8番、山本です。休憩をするのかなって思ったんですが、ちょっと短すぎるんだと思いますけれども、通告に従いまして1点、町長にぜひ伺いたいと思います。

2年連続の降雹被害等につきまして、お伺いをしたいと思います。

昨年は7月26日に高園、柏丘、西富、清住、実郷を中心とした降雹と大雨がございました。今年も6月11日に弥生を中心とした降雹が3度あり、その後7月5日に大面積にわたり、昨年と同じような地区を中心に降雹と合わせてダウンバーストって言うんですか上から気流が地表面に押し付けるようなそういう現象が起きまして、被害も受けた記憶にありますし、皆さんもご存知かと思います。この2年連続の大きな被害に合った生産者も多く、11戸がやむなくロータリー等による玉ねぎの廃耕、青々とした玉ねぎ畑が見る間に黒々と変わり、農業の町訓子府の景観をも変えるほどの地区もございました。当時のことを考えると胸が痛み、その圃場等の近くを通ると溜息が出たもんですし、今も思い出すとそういう気持ちになります。大きな被害を受けた方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。

そこで、この降雹被害について何点かお伺いしたいと思います。

まず最初に、今年の数回に渡る降雹被害の面積は当初の発表と変わりはないのか伺いたいと思います。

2点目には、特に玉ねぎの共済加入率等々、畑作も含めてですが、この2年連続の降雹被害、異常気象の中での被害というなかで変わりはないのかお伺いをしたい。

さらに3点目なんですが、降雹被害農家に対する災害資金の利子補給は昨年もあったところですが、この利子補給等について、早急に行政ですから要請がなければ当然動くことはないと思いますけれども決定をすべきと考えるが、JAきたみらい訓子府支所等からの要請はないのか。あるいは町として今後の考え方を伺いたいと思っています。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、2年連続の降雹被害についてのお尋ねがございました。昨年度に続き本年度も2度にわたる降雹被害を受け、11戸、71.6ヘクタールについては、すでに廃耕を余儀なくされ、また今後の収穫作業の進展に伴い、収量減少や品質低下が懸念されているところでございます。

また、7月5日の降雹につきましては、昨年度の被害地区が中心となっており、被害を受けられた65戸中、実に51戸が2年連続の被害ということで、その影響は極めて大きいと考えているところでございます。町といたしましても被害を受けた皆さまに対しては、心よりお見舞いを申し上げます。

1点目の降雹等による被害面積に関するお尋ねですが、6月11日につきましては、弥生地区を中心に実郷・日出・柏丘で被害があり、47戸、257ヘクタール、7月5日については、高園・清住・実郷を中心に65戸、403ヘクタールの被害となっております。

2点目の畑作物共済加入率に関するお尋ねでございますけれども、玉ねぎにつきましては、29戸、237ヘクタール、加入率としては戸数では19%、面積で18%となっております。馬鈴しょ・豆類・てん菜の一括対象作物については1,291ヘクタール、加入率で66%、スイートコーンについては96ヘクタール、加入率で57%、かぼちゃに

つきましては、3ヘクタール、加入率30%となっております。

3点目の町としての今後の対応に関するお尋ねでございますけれども、JAきたみらいとして、内部金利による災害資金を創設することは伺っておりますので、ある程度の個別収支が判明した時点で、JAと協議して資金対応等について検討して参りたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

なお、数字等の細かいことにつきましては、担当の農林商工課長の方から答弁させていただきますので、再質問をお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 異常気象とはいえ、おそらく過去にこんな同じ連続して同じような地区に降雹があるなんて、考えたこともないし、大雨も含めてそうなんです、異常としかいいようがない。我々も特に玉ねぎの関係の人たちについては、非常に今年降雨が、夕立の強いのがあったもんですから、例年ですと多少のことは助けられる。まあ作物も一生懸命生きようとしているんでしょうけども、生産者も何とかこの玉ねぎを残してやろうということで莫大な経費をかけて防除をしているんです。これ沢山じゃないんですが人によっては朝と晩と2回やった。もういてもたってもいられないという状況だったと思いますが、5,000リットルの防除を1回やると40万円とかそのぐらい何種も混合してやるものですから、それを2回やるというようなこともあったそうなんですが、それぐらいやはり生産者は真剣に何とか生かそうと思ってやっているんだ。特にこう感じた訳ですが、共済の加入率を例えば1つとっても、非常に昔の共済とこの場で議論したり問いただすものではないんですが、今農家個々の面積も広がりまして、いろんな地区に圃場があるんです。そういうことによって昔は一筆単位で共済をかけてても一筆単位で被害があったら出たんです。今、麦も全てそうなんですけどもこれは、国の政治的な問題なんです、これはちょっと話がそれますけれども、そういう機会が町長にあつたらぜひ上層部にも声をかけてもらうべきかと思うんです。ちょっと参考に話をさせてください。そのことによって、例えば1カ所だけ全滅しても他が何でもなければ出ないんです。共済というのは、今、全相殺というか、全部面積をあわせてということになっているんです。我々も数人の仲間では、この共済制度は災害時にだけは別に特例をかけて、一筆単位でできないものか、そういう生産者の声も随分上がっていますし、政治家もいろんな立場の人いますけれども、いろんなところでそういう運動を起こすべきだなという人もだいぶ出てきております。そうするともっともっと加入率も上がって、掛け金も下がってというふうになるんじゃないか。特に異常気象ですから、いつ何が起こるか分からないという中で、特例のようなものについては、そういった災害時ははずすと一筆単位で整理をするというような方法に変われば、まだまだ加入率や農家個々の被害も小さいのかと、ぜひそういう機会があつたら、町長の方からでも声かけていただければと思っています。それはちょっと話がそれましたけれども、今答弁の中で農協の方から、農協のそういう災害資金の対応を始めたということですから、追々そういう形ができる。また、行政は農協、農業団体からそういう要請がなければ、利子補給もこちらから出るということにならないと思いますから、ぜひそういう要請があつたときには、早急に決定をぜひしてやって欲しい。

裏のことを話しますと、昨年何人が聞いた経緯があるんですけれども、利子補給が決定して、そのことが行動に移せるようには11月頃になるんです。これはたぶんその頃にな

るんで書類上なのか何かよく分かりませんが、農家個々の人はもう今は、話しているかどうか分かりませんが、奥さんがちょっとノイローゼになったり「もうどうしよう」「どうして生活しよう」生活費もひとつも出てこないんです。全面廃耕なんかしますとそういったことで、「共済に加入してないのか」と言っても、「共済は来年しか出ない」今、この数字が18%くらいって言ってましたけれども、加入率が来年ももっとも伸びると思いますけれども、補償が年の暮れになって農家個々で、こうお互いに助け合うというか保証しあいながら、こういろんなことを乗りきっているんですけれども、年の暮れになってきますと他の関係の方も厳しくなってくるものですから、保証人がなかなか見つからない。せっかくそういう体制を整えてもらったにも関わらず、今きたみらいが合併しましたから、町外から知人とか友人を頼んで保証をこう年末になってきたものですから、そういう方もおられるということで、家族皆が今大変な時期、大変な心労のことを考えると我々も分かるんですけれども、ぜひそういう農協の体制が出来たときには、全面的に去年と同額のことやります。と町長から一言もらえれば安心して、そこへ向かえるというような話もしている方もおられました。ぜひ、農業団体からそういう要請は無いといいながらもそういう大きな被害を受けた方々のことを考えると、そういう町長の決断ができないのかと、もしその点について何かあればお伺いをしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 1点目の共済のことで、最初にお話をさせていただきたいと思えます。実は、私は、昨年11月19日に自民党の政調会で武部代議士あるいは高橋文明道議等を含めた出席者の中に、町として共済の加入率を上げるためにも、掛け金の低減化やあるいは降雪に対する災害等に特別の保険制度を設けるべきではないかというお話をさせていただきました。いろいろなご意見がございましたけれども、生産者であれば当然そういう共済に入っているのは当然のことなんだという意見が出たり、はたまた、保険の入っている人からして見ると入っていない人に対して特別の補助をするというのは、如何なものかという行政の関係者からの発言もございましたけれども、それらに対しては、私は厳しくそうではないということで論陣を張った記憶がございます。今年も9月13日に自民党の政調会が北見市でございまして、私は項目として、今言ったことについては再びあげさせていただいて、何とか国をあげてそういう被害に対する共済制度の充実を図っていただきたいということ申し上げておりました。もちろん自衛策でございますけれども、去年は7戸で50ヘクタールの加入。7戸は保険に加入していたのだが、今年は29戸で237ヘクタールということで、農家自身のご努力も含めて、共済の加入者は幾分増えてきていることでございますけれども、これに対しては、引き続き国や北海道にも要望してまいりますけれども、しかし、考えようによっては、市町村長が、私のみがといったほうがいいんでしょうか、呼びかけるのは非常にちょっと気になるころでもございまして、だんだん2年目でもございますので、新人の時には分からないということで申し上げているんですけれども、オホーツク共済組合の組合長にも私は個人的にも申し上げました。これは、共済組合としても要望すべきではないのか。もっといいますと、担当の農協やあるいは生産者からも含めて、ぜひそういう声をあげていただきながら、広く農家の方たちの声として、この共済制度の充実を一丸となって進めていく必要があるのではないかなと感じているところがございますので、議員、ぜひまたお力添えを賜りたいと考えているところでござ

ざいます。

2点目のことについても、非常に私どもの農林商工課長も心配して、農協と綿密な連携を取りながら進めているところでございます。これらについては、答弁でも申し上げましたとおりJAと協議しながら前向きに検討してもらえる考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） 日頃大変町長には農業関係についてご苦勞をいただいている。共済制度についても、全く我々農業を営む一員としては、最近こういう集中豪雨だとかいんなことありまして、異常気象といえども、こういう大きな整備もしてもらっていながら、こういうことが起きるっていうようなことで、非常に情けないですけれども、私も関係するそういう立場の人には必ずこれから話そう。これは1戸1戸にとらわれずに、皆で農業団体も含めて一緒になってやらなければ、法律だからといっても、やはり悪いところは直してもらおう。よく良い方に向けてもらおうという。ただ、法律だからということことじゃなくてですね、良い方向にぜひ我々も努力したいと思いますし、今後ともぜひよろしくお願いをしたいと思います。それから、畑作共済に、特に玉ねぎの関係ですけれども、来年はかなりの人が「もうだめだ」「これ以上やったらもう農家辞めなきゃならん」「来年は入る」という方が相当数の方に会っておりますし、「今年でもうこりこりだ」と言っておりますから、来年はかなり伸びる可能性もあるのではないかと期待をしているところなんです。ぜひ農協の方にも「勧めてよ」「農業のまち訓子府、大変なことになるよ」というよう話もしたりするんですが、ちなみに今個人差はあるんですけど、10アール4,200円から5,000円ぐらいだそうです。これは引き受け対象とか、そういう絡みだと思えますが、確かに全面積十数町入りすると、50万円とか60万円とかになるんですけども、こういった災害と合わせて、また前向きに考えてもらうとするなら、おそらく全員の方がその方向にいくのではないかなと考えています。それから最後に、資金の利子補給の関係なんですけれども、本当に人に会うのが嫌だというくらい玉ねぎの話とか^{ひょう}雹の話あるいは病気の話をされたくない。もうやっぱり、さっき前段で申し上げましたように、やっぱり自分に閉じこもってしまう。ただもう今だけどうのじゃくなって、年の暮れを考えるとどうしようとかもういろいろ考えているんだと思いますが、ぜひ今町長から話ありましたように、農協と一体となって、前年同様取り組むという言葉をもう一度聞かせてもらえれば、被害にあわれた多くの方々が、少し安心して寝られるんじゃないのかと思います。

それともう1点、できるだけそういうことによって保証人を頼んで、また農業に来年もやろうと意欲をぜひ持てるようなことになるように、ひとつ最後に町長のお言葉をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 農林商工課長からも相づちがきましたし、企画財政課長からは分かったという話をしてくれてますので、町長としても胸を張って全力投球させていただきますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 山本朝英君。

8番（山本朝英君） ありがたい答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いをしたい。

このことが訓子府町のみならず隣の置戸町もあるいは端野も訓子府町が動けば、動いてくれるんだというだそうです。農業のまちはみんな訓子府町を見てるということだそうですので、ぜひ一つこの点よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 8番、山本朝英君の質問が終わりました。

ここで2時55分まで休憩したいと思います。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時55分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 4番、河端です。一般質問の通告に従いまして、質問いたします。

これからの福祉施策の進め方について、町長に伺います。

灯油・食料品など諸物価の値上がりが進み、誰もが不安な日々を過ごしています。特に生活弱者にとっては、長く厳しい冬を思うとき、一層の不安があると思います。町長は、いつも「地方自治の本質は住民福祉を守ること」と話されています。誰もが安心して生活できるよう町として生活不安を抱えている方たちをどのように把握し、これからの福祉政策をどのように進めていくのか伺います。

福祉灯油制度の導入の考え方について伺います。

灯油・食料品価格などが高騰して、生活弱者にとっては死活問題です。道は、昨年引き続き「福祉灯油」制度を導入する市町村に助成する方針を打ち出しました。この制度は金銭的にだけでなく「社会から見捨てられてはいない。支えられている。」と安心感を与えられる制度だと思います。昨年以上に生活状況は厳しくなっており、本年も導入をすべきと思いますが、どのように考えていますか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） これからの福祉施策の進め方につきまして、「福祉灯油制度導入の考え方は」とのお尋ねをいただきました。昨年の灯油高騰により、本町においても福祉灯油制度を実施したところでございますけれども、本年も昨年以上に大幅な灯油の高騰が続いており、低所得の高齢者世帯などの負担を軽減するため、この制度を引き続き実施せざるを得ないものと考えているところでございます。

基本的には、昨年と同様の内容となるものと考えておりますけれども、具体的には灯油価格の今後の動向を見ていく必要がありますし、北海道においても福祉灯油事業への助成を拡大すると報道されておりますので、北海道の動きなども見たうえで対応していきたいと考えております。

議員が言われるように、この制度は金銭的にだけでなく、安心感を与えられる制度であると思いますけれども、灯油の高騰がいつまで続くのか、農業はもちろんのこと商工業等に与える影響も深刻であり、国が抜本的な解決策を講じていく必要があるものと考えておりますが、今後も関係機関に要請活動を続けてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 町長がおっしゃるように、本来なら国が政策として食料品や灯油、ガソリンなどの生活必需品の物価安定を国がきちんとした政策を取るべきで、市町村に負担を求めるのは、本来の政策とは違うとは思いますが。ただ、昨年も物価、特に灯油価格高騰しましたし、今現在灯油125円です。今、具体的には、昨年と同様な方向で考えていると今町長おっしゃったと思いますが、3月の議会で私は周知方法について、いろいろ質問いたしました。昨年の場合、対象者が450件。1戸あたり9,000円ということを見込みまして補正を組みました。担当者が広報の折り込み、それからちょうど、後期高齢者医療制度のこともありまして、いろんな老人クラブ、町内会、実践会、いろんな場に行き、後期高齢者医療制度と共に福祉灯油のことも説明されて、大変ご苦労されたことは十分承知しております。ただ、昨年の反省としまして、申請を非課税世帯という条件がありました。70歳以上の単身高齢者、いろいろな条件がありましたが、その中で、戸別に通知をしないで、「まず申請してくれ」ということで、申請者320人のうち52人の方が、申請はしたけど対象にならなかったんです。それで町長にも「周知の方法としまして、戸別に対象者に案内を差し上げるとか、そういうことはできないのか」とお聞きしました。その中で申請書を同封した、網走市、北見市、津別町、そういう市町村もある中で、訓子府町ができなかったことで、町長からいろいろお答えがありましたが、そのときのお話の中で、「道の方に法令制度などいろいろな解釈を町としても求める」というお話だったと思いますが、それはどうなったのか。それから周知方法、内容をどういうふうに行うのかお答えをお願いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 議員がおっしゃるとおりに、昨年以上に今年度の灯油の価格の状況は厳しいものがございます。昨年9月1日の状況で、83円だったのが124円ですから40円位の大幅な値上がりという状況ですから、これは極めて深刻だと言わざるを得ません。

答弁でも申しましたように、本来なら国が抜本的な施策を講じるものだというふうに私自身も理解しておりますし、しかし、町民の皆さまのご要望や生活の状況をみているときに、自治体としてそのままにしておけないというのも一つの、私どもの姿勢として問われているものでござりまするので、昨年、皆さまのご理解をいただいて一戸あたり9,000円の補助をさせていただきました。私どもの町は、非課税世帯もさることながら、生活保護世帯、あるいは母子等も含めて、管内的にも、町民の対象者が極めて広範囲に拾わせていただいているという点では、他の自治体、ある意味ではそれ以上に私どもの施策は、非常に念入りに検討させていただいた考えでござりまするので、この考え方については、平成20年度も引き続き踏襲しながら進めてまいりたいと考えているところでござります。

今、私と河端議員と昨年の議会でも、ある意味でも答弁の中でもどうして訓子府町が周知できないのかというお話をさせていただきました。それは、税法上の「個人の秘密のみならず、税法上のそれらについては他の目的に利用してはならない」という罰則規定があるという中で、町長として、それは職員に指示をするということは、極めて難しいという考え方を立たせていただきました。管内的には、議員もおっしゃっているとおり対応がまちまちでござります。私は、斜網地区の斜網に、今北見市は除く、訓子府町と置戸町も入

ってございますので、その席上で懸案事項ということで、今の私自身の考え方について述べさせていただきます。おおせのとおり、津別町や北見市等については、何らかの方法で周知をしている状況も分かりました。しかし、北海道にその考え方を是非について求めましたところ、「それはまさに訓子府町の言ってることは正論である。それ以上のことは言えない」ということでございますから、北海道が積極的に通知すれとか周知すれということとはできる立場ではない。訓子府町長の言っていることが正しいということでございます。さらに、それを一步踏み込んで、法令的にはおかしいというか間違っていることを私自身は今年度も基本的には職員に指示できる立場ではございません。このところは、ご理解を賜りたいと思います。さらに、他よりも広く対象を広げております、これらについても、より多くの人に、去年よりもさらに申請者が多くなるように、皆さま方のお力添えをいただきながら、実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 町長がおっしゃっていた、地方税法22条「秘密漏えいに関する罪」という条文なんです、さまざまな解釈があるとは思いますが、守秘義務と福祉政策のバランスを課題としてということで3月に答弁ありました。その中で、地方税法22条「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者はその事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は、窃用した場合においては2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す」これの解釈なんです、福祉政策の運営に関わるということとこれは秘密を第三者に漏らすということと解釈の仕方として、誰もこの方が非課税ですと通知すれとは言っているんじゃない、たまたま自分でここに役場に申請に来るのが大変で、やっとの思いでタクシー、ハイヤーを使って来て、後であなたは対象外です。そういう方も、いらっしゃいました。それと広報で、今町長は「いろんな方の協力を」とおっしゃいましたが、昨年も担当者はもちろん町内会、実践会、民生委員ということで、いろいろな方も声かけをしました。ただ、1番難しいのは、私も何人が声かけましたが、その方が、「申請には行ったけど、対象にならなかった」という方も、中にはいたんじゃないかなと思います。きめ細かな政策をするのなら、やはり一人ひとり「こういう制度があります。申請してください。」という案内が出来ないかと本当に思っております。道との話で「訓子府町長の言うことは、もっともだ」ということで、道としては、もっと踏み込んでやってもいいとは言えないとは思いますが、他の町村で罰則があったと聞いておりませんし、今年度もうすぐ始まる施策につきまして、今まで以上の周知方法をどのようにして図るのか、町長にお伺いします。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 申請に行ったけど対象ではなかった。本当に現実的にそれがどの位の数があるのかちょっと福祉保健課長の方で後で答弁をしてもらいますけれども、確かにその通りだと思います。

しかし、他の町長がやっているから、いいんでないかという議論が、本当にいいのかという部分はやっぱり気になります。他にいい方法は無いのかという点は、改めて、私は今の予定では12月議会に提案させていただこうと思っておりますけれども、よりさらに去年も方たちの比率を超える方法としては、「じゃあ他に何かあるのか」ということも、検討はさせていただきますけれども、福祉政策で良いことだから誰も文句とか批判する人は、

いないという考え方で、「分かりました。やります。」ということは、現時点では答弁は控えさせていただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 昨年、申請したけど対象外の方は52名でした。そこで再度、お願いをいたします。この対象になる方の中には、町の広報折り込みも小さくてなかなか見れない。新聞の折り込みも見えていない。新聞をとっていない。また、いろんな老人クラブ、若がえり学級などいろんな老人サークルで説明をしても、本当に大変な方はそういう場所に行けない方が多いのです。ですから情報の狭間と申しますかそういう方たちにきちんと手立てができるようお願いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 最善の努力をさせていただきます。そして、今、予算の例えば管内の執行率をみても、あながち訓子府町と言うのは低くはない。確かに全部に周知しているところも善し悪しは別としても高いところもございますけれども、基本的には、申請主義ということが原則でございますから、そのこと自体が間違っているということではありません。ただ、状況的に今、言われたなかなか来れない人、体の弱い人たちが行ってはみたものの対象ではなかったとかということで、どう具体的にしていかなければならないかということとをさらに、施策を検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） これは、たまたま福祉灯油という分かりやすい制度で、誰もが分かりやすい制度で起きた問題ですが、やはりきめ細やかな個別対応をしていかなきゃならない。高齢者の置かれている障がいをもっておられる方、いろいろな方の置かれている立場をどのような状況に置かれているかをしっかり把握して施策をしていただきたいと思います。

それで前後しますが、町の福祉施策について、根本的に町長が今考えていらっしゃる問題。それとこれからの方向性を伺いたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 福祉のきめ細かな対応については、おおせのとおりでございますし、例えば今回の福祉灯油についても、可能な限り努力をしてきた。職員も含めて。民生委員さんにも町内会長さんにもあらゆる場所でご理解をいただいて努力をしてまいりました。そのことが私はきめ細かな福祉施策の姿勢としてご理解をいただきたい。ただ、税法上でいっているこのことは、それとは次元が違うということを私は申し上げているのでありまして、そこのところは、議員にご理解をいただきたい。しかし、それにしても、何とかいい方法はないのかということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

4番（河端芳恵君） 質問を終わります。

議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
明日は午前9時30分からです。
ご苦労様ございました。

散会 午後 3時23分